

◆技能実習生としての外国人介護人材受け入れについて

2015年2月4日（水）、厚生労働省より「外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会中間まとめ」\*が正式に公表されました。

\*<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073035.html>

この件については、案の段階から新聞やテレビなどで報道されていますが、今回の「中間まとめ」には、日本語教育の観点から見て主に3つの問題があります。

- ①外国人介護人材の受け入れ時の日本語要件が日本語能力試験の「N4程度」となっており、介護現場での業務には不十分だと考えられる。
- ②受け入れ後の現場における日本語能力の向上が本人と施設側の努力目標と位置付けられており、日本語学習が制度的に保障されていない。
- ③検討委員会に日本語教育専門家が一人もおらず、専門的な知見に基づいた議論が進められていない。

これらの問題について、公益社団法人日本語教育学会は、社会的役割を果たすべく、専門的知見をもって働きかけていきます。

2015年2月6日  
公益社団法人日本語教育学会会長  
伊東 祐郎